

昭和三十三年政令第百七十四号

学校保健安全法施行令

内閣は、学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十条第二項、第十二条、第十七条、第十八条第三項及び第二十条の規定に基き、この政令を制定する。

（就学時の健康診断の時期）

第一条 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第十三条の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前（同令第五条、第七条、第十二条、第十四条、第十五条及び第十八条の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、三月前）までの間に行うものとする。

2 前項の規定にかかるらず、市町村の教育委員会は、同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者（学校教育法施行令第五条第一項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学時の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、速やかに就学時の健康診断を行うものとする。

第二条 就学時の健康診断における検査の項目

一 栄養状態
二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
三 視力及び聴力
四 眼の疾病及び異常の有無
五 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
七 その他の疾病及び異常の有無

（保護者への通知）

第三条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当たつて、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を法第十一條に規定する者の学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者（以下「保護者」という。）に通知しなければならない。

（就学時健康診断票）

第四条 市町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行つたときは、文部科学省令で定める様式

により、就学時の健康診断票を作成しなければならない。

る者とする。
教育委員会は、前項に規定する認定を行つたときには、社会福祉法（昭和二十一年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第一百九十八号）に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。

第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合

二 法第二十条の規定による学校の休業を行つた場合

（出席停止の指示）

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、児童、児童又は生徒（高等学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）
第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

（感染性又は學習に支障を生ずるおそれのある疾患）

（就学時の健康診断における検査の項目）

（検査の項目）

（就学時の健康診断における検査の項目）

法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（専修学校への準用）

第十一條 第五条から第七条までの規定は、法第三十二条第三項において法第十八条及び第十九条の規定を専修学校に準用する場合について準用する。この場合において、第五条第二号中「法第二十条」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第二十条」と、第六条第一項中「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部）の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生の一について行うものとする。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校的小学部及び中学校部の別により、文部科学大臣が毎年度定める

（補助の基準）

第十一条 法第二十五条第一項の規定による国の補助は、法第二十四条の規定による同条第一号に掲げる者に対する援助に要する経費の額の二分の一について行うものとする。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校的小学部及び中学校部の別により、文部科学大臣が毎年度定める

（補助の基準）

第十二条 法第二十一条とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第二十条」と、第六条第一項中「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部）の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生について行うものとする。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校的小学部及び中学校部の別により、文部科学大臣が毎年度定める

（補助の基準）

第十三条 法第二十六条第一項の規定による国

（補助の基準）

第十四条 法第二十七条第一項の規定による国

（補助の基準）

第十五条 法第二十八条第一項の規定による国

（補助の基準）

第十六条 法第二十九条第一項の規定による国

（補助の基準）

第十七条 法第三十条第一項の規定による国

（補助の基準）

第十八条 法第三十一条第一項の規定による国

（補助の基準）

第十九条 法第三十二条第一項の規定による国

（補助の基準）

第二十条 法第三十三条第一項の規定による国

（補助の基準）

第二十一条 法第三十四条第一項の規定による国

（補助の基準）

第二十二条 法第三十五条第一項の規定による国

（補助の基準）

第二十三条 法第三十六条第一項の規定による国

（補助の基準）

第二十四条 法第三十七条第一項の規定による国

（補助の基準）

第二十五条 法第三十八条第一項の規定による国

（補助の基準）

第二十六条 法第三十九条第一項の規定による国

（補助の基準）

第二十七条 法第四十条第一項の規定による国

（補助の基準）

第二十八条 法第四十一条第一項の規定による国

（補助の基準）

第二十九条 法第四十二条第一項の規定による国

（補助の基準）

第三十条 法第四十三条第一項の規定による国

（補助の基準）

第三十一条 法第四十四条第一項の規定による国

（補助の基準）

第三十二条 法第四十五条第一項の規定による国

（補助の基準）

第三十三条 法第四十六条第一項の規定による国

（補助の基準）

第三十四条 法第四十七条第一項の規定による国

（補助の基準）

（専修学校への準用）

（法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定す

る第一号法定受託事務とする。

<p>附 則 (平成一〇年一〇月三〇日政令第 三五一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成十一年四月一日から施行す る。</p> <p>附 則 (平成一一二年二月一六日政令第四 二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成十二年四月一日から施行す る。</p> <p>附 則 (平成一一二年六月七日政令第三〇 八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、内閣法の一部を改正する法 律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日 (平成十三年一月六日)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二二年六月七日政令第三三 四号)</p> <p>この政令は、公布の日から施行し、改正後の 学校保健法施行令第七条第五号の規定は、平成 十六年四月一日から適用する。</p> <p>附 則 (平成一六年四月一日政令第一四 二号)</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一七年三月三一日政令第一 〇六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化 等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正 する法律の施行の日(平成十七年四月一日)か ら施行する。</p> <p>附 則 (平成一九年三月二二日政令第五 五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成十九年四月一日から施 行する。</p> <p>附 則 (平成一九年一二月一二日政令第 三六三号) 抄</p> <p>この政令は、学校教育法等の一部を改正する 法律の施行の日(平成十九年十一月二十六日) から施行する。</p> <p>附 則 (平成二一年三月二十五日政令第五 三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、平成二十一年四月一日から施 行する。</p> <p>附 則 (平成二七年一二月一六日政令第 四二一号)</p>
--

別表(第十条関係)	
□市町村が要保護者に対し援助を行ふ場合	イ都道府県が要保護者に対しても援助を行ふ場合
X1×(p1) / X2×(p2) /	X1×(p1) / X2×(p2) /

備考 この表における算式中次に掲げる各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

1 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定める全国の都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうちその保護者が要保護者である被患者の見込延数

2 文部科学大臣が毎年度予算の範囲内で定める全国の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助(生活保護法に規定する教育扶助をいう。以下同じ)を受けている者の総数

3 前年度の七月一日現在において全国の都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

4 前年度の七月一日現在において当該都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒のうち教育扶助を受けている者の総数

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。